

JUKI株式会社

2010年4月6日

中国における「JUKI」等の模倣ミシン製造者に対する刑事裁判で実刑判決

中国において、『JUKI』およびその他のブランドの偽物ミシンを製造販売したことが、商標権の侵害にあたるとして、2010年2月9日 中国浙江省の台州市椒江区人民法院(裁判所)において、登録商標偽造の罪で、被告人(個人)に対し、懲役三年並びに罰金二十万元の実刑判決((2010)台椒刑初字第41号判決)が下りました。

この事件は、ブランド模倣品を取り締まる台州市の工商行政管理局椒江分局が2009年4月28日に現場を強制捜査して発覚したもので、同分局はそれら模倣ミシン等を証拠品として押収し、調査の結果、公安当局(警察)に送致し、その後検察当局から同法院に起訴されていたものです。

判決では、「被告人は2007年6月から2008年4月にかけて偽物ミシンを生産し、被告人の行為は情状が重大」と判断されました。

JUKIは、今回の判決を励みに、引き続き模倣品対策に努力していきたいと考えています。

■関連記事

1、台州市科学技術局

<http://www.tzinfo.gov.cn/news.php?id=2541>

2、台州紅盾信息网(台州工商局主頁網站)

<http://www.tzaic.gov.cn/Htms/1000100010004/201032924343343.html>

3、人民網

<http://unn.people.com.cn/GB/22220/75293/11108534.html>